

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（概要）

【本報告の位置付け】

- 「東日本大震災復興基本法」に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの
※今回は、令和2年10月～令和3年9月を中心に取りまとめ
- 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成31年3月8日閣議決定）及び「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）のフォローアップを兼ねる

【本報告の特徴】

- 発災10年の総括として、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の決定までに至る「10年間の復興の歩み」を詳述
- 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱い、ALPS処理水の処分、国際教育研究拠点の整備等の主要課題への対応について記述

10年間の復興の歩み

経験したことのない複合的な大災害

- ・東日本大震災では、広範囲にわたる甚大な被害が発生。発災当初の避難者は最大で約47万人、応急仮設住宅等の入居者は約32万人。地震及び津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による未曾有の複合災害

前例のない支援

- ・平成23年7月に東日本大震災復興基本法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定。復興期間が10年とされた。
- ・平成24年2月に復興庁設置。平成28年3月に新たな基本方針で復興期間の後期5か年を「復興・創生期間」と位置付け。前例のない支援を実施

復興の推進に当たっての課題と対応

- ・復興の推進に当たり、被災者支援、宅地造成等の整備、産業・生業の再生、人材確保、帰還環境整備等の新たな課題にも対応

これまでの復興の進捗

- ・これまでの取組の結果、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階。福島の原子力災害被災地域では、引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生が始まった段階

第2期復興・創生期間

- ・令和2年6月に復興庁の設置期間を10年間延長。「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）に向けて、令和3年3月に「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」決定

復興の取組

1 地震・津波被災地域

(1) 被災者支援

被災者支援総合交付金等による、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援

- ・住宅・生活再建支援
- ・災害公営住宅への移転後のコミュニティ形成支援
- ・生きがいづくりのための「心の復興」事業
- ・被災者の日常的な見守り・相談支援
- ・被災者の心のケア
- ・子どもに対する支援（学習支援等）

(2) 住まいとまちの復興

住宅再建（災害公営住宅・高台移転）、生活環境の整備、交通・物流網の構築 等

- ・住まいの再建（災害公営住宅、高台移転） R2末完了
- ・令和3年度より造成宅地や移転元地等の活用促進に向けたハンズオン支援を開始
- ・復興道路・復興支援道路（全長570km）は、約95%（541km）開通。令和3年度内に全線開通の見通し
- ・常磐線全線開通（R2.3）により鉄道は全て復旧（BRTを含む）

(3) 産業・生業の再生

中小企業等グループ補助金等による事業者への支援

新事業の立ち上げ等支援

- ・被災地域新事業ハンズオン支援事業

- ・専門家派遣集中支援事業

※上記2つの事業はR3年度より「新ハンズオン支援事業」に事業統合・名称変更

- ・復興庁クラウドファンディング支援事業

(4) 観光の振興

東北の外国人延べ宿泊者数は、令和元年に168万人泊となり、目標（令和2年までに150万人泊）達成（平成30年：129万人泊）

- ・交付金により、インバウンド誘客の取組を支援

- ・外国人の交流人口拡大につながる取組をモデル事業として支援

(5) 地方創生との連携強化等

地方創生施策等の活用、「新しい東北」の創造に向けて

- ・地方創生人材支援制度により、市町村へ国家公務員等を派遣（R3受入実績 岩手県宮古市、宮城県岩沼市、福島県南相馬市）
- ・プロフェッショナル人材事業により、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングを支援
- ・地域づくりハンズオン支援

2 原子力災害被災地域

(1) 取組の方向性

(2) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定（R3.4）
- ・ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ（R3.8）

(3) 環境再生に向けた取組

環境再生の取組

- ・令和3年度末までに帰還困難区域を除く除去土壌等のおおむね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を推進。また、福島県内除去土壌の県外最終処分に向けて減容・再生利用の技術開発等を実施

(4) 帰還・移住等の促進、生活再建等

特定復興再生拠点区域の整備

- ・5年を目途に避難指示解除により帰還を目指す6町村の計画を認定済
- ・双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現（R2.3）
- ・双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域で避難指示を解除（R2.3）

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域

- ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定（R3.8）。2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく
- ・自治体の強い意向がある場合に適用される、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みを決定（R2.12）

移住・定住等の促進

- ・より効果的な移住促進策や住まいの確保等を含めた各市町村の独自性や地域の創意工夫を最大限引き出した施策に対する支援をきめ細かく行うとともに、関係機関が協調・連携する仕組みとして福島移住促進実行会議を設置

(5) 福島イノベーション・コースト構想と産業集積

廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成等を推進

- ・「福島水素エネルギー研究フィールド」にて製造した水素を2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火としても活用
- ・「福島ロボットテストフィールド」を核とした産業集積の周辺地域への波及（浪江町、双葉町などへの関連企業の進出）
- ・「福島イノベーション・コースト構想」の具体的取組が記載された重点推進計画の福島復興再生計画への統合（R3.4）

「国際教育研究拠点」の整備

- ・国際教育研究拠点を「創造的復興の中核拠点」として新設することについて、復興推進会議（R2.12）において決定
- ・令和3年度内に基本構想を策定

「福島再生・未来志向プロジェクト」

- ・「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」の締結（環境省・福島県）（R2.8）

(6) 事業者・農林漁業者の再建

官民合同チームによる個別訪問

- ・約5,600の事業者、約2,200の農業者（～R3.9）を訪問
- ・12市町村に加え3市町（いわき市、相馬市及び新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加（R3.5）

営農再開に向けた取組

- ・12市町村に計14名の農水省職員を派遣、人的支援を強化（R2.4～）
- ・福島県高付加価値産地協議会発足（R3.8）

(7) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

ALPS処理水に係る情報発信

- ・関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響へのタスクフォース」（R3.8）において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ

輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- ・規制を講じた55か国・地域のうち41が撤廃、12が緩和（R3.10）

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

(1) 復興の姿の国内外への発信

(2) 「復興五輪」の推進

「復興五輪」の推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、コロナによる一定の制約の下で、JR山手線の車内・車体を活用した交通広告の実施、メイン・プレス・センターの「復興ブース」における被災地の復興の姿や魅力を発信するスライド・動画の放映、語り部・政府等によるブリーフィングの実施等できるだけ多様な媒体を通じた情報発信を実施
- ・被災地産の花のビクトリーブーケとしての活用、選手村の食堂での被災地の食材の活用がなされたほか、その旨をPRするポスター掲示等を実施

(3) 震災の記憶と教訓の後世への継承

「復興の教訓・ノウハウ集」

- ・東日本大震災から10年が経過する中、その教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるよう、「東日本大震災復興の教訓・ノウハウ集」を取りまとめ（R3.3）